

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案の第三条第二項」についての声明

2013年（平成25年）6月13日

全国てんかんセンター協議会

（代表）大槻泰介

（副代表）亀山茂樹

（運営委員長）井上有史

（運営委員）馬場啓至

（運営委員）中里信和

声明の趣旨

内閣が第183回通常国会に提出した「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案」における第三条第二項では、一定の病気に罹患している人がその病気が原因で死傷事故を起こした場合、罪を加重するとしているが、これは一定の病気のある人をその病気の故に差別する法律であり容認できるものではない。ここに当協議会として声明を発表する。

患者とアルコール及び薬物摂取者を同一視すべきでない

本法案では、自己の意志でアルコールや薬物摂取を行った者と、自らに責がないにもかかわらず不幸にも病気に罹患した人を同列に置き、両者に同程度の懲罰を科すこととしているが、この点において基本的に違和感を覚えざるを得ない。

差別を助長する法律

また自動車事故の原因には、運転者の不注意や居眠りなどがあるが、一定の病気のある人だけを対象として刑事罰を新設し、より一層の責任を加重させようとする本法案は、病気を根拠とする差別を明示することにより、差別を助長することになる。これは、病者・弱者を差別や偏見から守るという基本的な法の精神に反しており、障害者との共生をうたう障害者基本法の理念と明らかに矛盾する。

治療を阻害する法律

刑事罰の新設は、一部の患者においては罰を回避しようとして、医師に病状や運転状況を正確に伝えなくなる可能性があり、また医師も責任を回避しようとして不必要で過剰な対応を示すことも考えられる。その結果、患者と医師の信頼関係が崩壊し、適切な治療と指導が困難になることにより、事故被害者家族の悲願である事故防止が達成されないばかりか、さらなる重大事故の増加が懸念される。

医療・福祉・支援施策の充実こそ事故防止につながる

そもそも病気は医療と福祉の対象であり、刑事罰の対象でないことは自明である。病気故に起こる事故を未然に防ぐには、医師による適切な診断と治療及び運転の適否に関する指導が不可欠である。さらに病気により運転を中止せざるを得ない人には、運転を行わなくても生活が保障される福祉・支援施策の充実が不可避である。

病気のある人を差別し懲罰するだけで、事故防止に結びつかない可能性の高い本法案は、事故防止への真剣な取り組みを阻害するのみならず、病気や障害との共生を将来にわたって損なう悪法と言わざるを得ず、その成立に反対する。